

経済産業省

20150826中第1号

平成27年8月28日

各都道府県知事 殿

経済産業大臣

「平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じた措置の実施について

我が国経済は、緩やかな回復基調が続いており、先行きについても、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されています。こうした中で、我が国経済を持続的発展の軌道に乗せて行くためには、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図り、中小企業・小規模事業者の事業活動の活性化を図っていくことが重要です。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）が制定された昭和41年度当時の中小企業・小規模事業者向け契約実績は25.9%でありましたが、平成26年度の中小企業・小規模事業者向け契約実績は52.8%約2倍にまで高まっており、官公需法は一定の成果を挙げてきています。

今般、第189回通常国会において、

- ① 創業10年未満の中小企業者を「新規中小企業者」として定義し、官公需において、国等の契約の相手方として活用されるように配慮すること。
- ② 国等の契約の基本方針及び各省各庁及び公庫等の契約の方針を策定すること。

等を新たな内容とする官公需法の改正が行われ、平成27年8月10日に施行されました。

また、本日、官公需法第4条の規定に基づき「平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「国等の契約の基本方針」という。）が閣議決定されました。この中で、本年度の官公需における中小企業・小規模事業者向けの契約目標額については、3兆9,568億円とするとともに、官公需総額に占める中小企業・小規模事業者向けの契約目標比率を、54.7%とし、このうち、新規中小企業者の契約比率については、平成26年度国等の官公需契約実績額の約1%程度と推計されることを踏まえ、平成27年度から平成29年度までの3年間で、26年度比で国等全体として概ね倍増の水準となるよ

う努めることといたしました。

官公需法第8条においては、「地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業の受注機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」旨定められており、かねてから格別の配慮を頂いているところであります。貴職におかれましては、本年度新たに追加された下記の事項をはじめとする国等の契約の基本方針の内容をご理解いただき、国等の契約の基本方針に準じて、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定する等の措置を講ずることにより、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めていただくようお願いいたします。

記

1. 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項【基本方針 第3 1】

国等は、今般の官公需法改正により、新規中小企業者の受注機会の増大を図るために、入札の際に実績を過度に求めない、少額随意契約の際に新規中小企業者を見積もり先に含める、等の新規中小企業者への配慮を講ずることとしています。

また、中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）は、新規中小企業者の商品・サービス等を登録する「ここから調達サイト」を開発・運営するとともに、各府省等、地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等の関係機関と連携して、新規中小企業者に登録を促すこととしております。

また、中小企業庁は、新規中小企業者調達推進協議会（注）の場等を活用して、地域の新規中小企業者の受注事例の把握に努め、提供するとともに、地方公共団体の長により認定された商品又はサービスの受注機会の増大を図るため、中小機構が主催する展示会等の場を活用するものとしています。

（注）47都道府県と中小企業庁の職員が参加し、国及び地方公共団体の取組に関する情報の共有や連携方策に関する協議を行う会議。

2. 組合の活用に関する基本的な事項【基本方針 第3 2】

国等においては、共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で経済産業局が証明した官公需適格組合に対しては、競争契約参加資格審査に当たって、総合点の算定方法に関する特例措置を講じる等により、受注機会の増大に努めているところです。

3. いわゆる「みなし大企業」について【基本方針 第1 1】

国等の契約の基本方針においては、いわゆる「みなし大企業」（※）に

ついて、これを（施策の）対象に含まないことに留意する旨が記載されたところでは。

※みなし大企業の定義

- ① 発行済株式の総数又は出資価額の2分の1以上が、同一の大企業の所有に属している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資価額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

4. 地方公共団体への協力依頼【基本方針 第2 6】

中小企業庁は、地方公共団体において講じられた措置の実施状況及び地方公共団体による官公需施策の事例等を取りまとめ、これらの情報を公表することとしています。

中小企業庁は、新規中小企業者調達推進協議会を活用して、地方公共団体に対する情報提供に努めるとともに、地方公共団体が地域の強み・特色を活かして地域内の中小企業・小規模事業者の官公需機会のさらなる増大を図るための方策についての検討を行うこととしております。

5. 中小石油販売業者に対する配慮【基本方針第2 4 (6)】

国等においては、国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとしています。